

### 3 東京工業大学学位規程

平成16年4月1日  
規程 第 13 号

改正 平16程18, 平17程2, 平18程3, 平23程21

#### (趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東京工業大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東京工業大学学部学則（平成23年学則第3号）及び東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号。以下「大学院学則」という。）に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

#### (学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学 位	専 攻 分 野 の 名 称			
学 士	理	学		
	工	学		
修 士	理	学		
	工	学		
	学	術		
博 士	理	学		
	工	学		
	技	術 経	営	
	学			
修士（専門職）	技 術 経 営			

#### (学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

#### (修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与する。

#### (博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定する以外の者が論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された場合には、前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与することができる。

#### (修士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 修士（専門職）の学位は、専門職学位課程を修了した者に授与する。

#### (論文又はレポートの提出)

第6条 修士、博士及び修士（専門職）の学位の授与を申請する者は、学位申請書及び次の各号に掲げる申請書類を学長に提出するものとする。

- 一 論文（大学院学則第34条第3項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）又は特定研究課題の成果をまとめたプロジェクトレポート（以下「レポート」という。）
- 二 その他別に定める書類

- 2 論文又はレポートの審査のために必要があるときは、参考資料を提出させることがある。
- 3 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、別に定める論文審査手数料を納付しなければならない。
- 4 提出した学位申請書及び申請書類並びに前項により納付した論文審査手数料は、返還しない。
- 5 第1項に規定する学位申請書の様式及び申請書類の提出期日等については、別に定める。

(審査機関等)

第7条 修士、博士及び修士（専門職）の学位に係る審査は、研究科教授会（大学院理工学研究科にあっては理学系又は工学系）において行うものとする。

2 学長は、前条第1項の規定により申請書類の提出があったときは、第4条、第5条第1項及び第5条の2の規定による者については申請者の所属する研究科長に、第5条第2項の規定による者については研究科を指定し、当該研究科長にそれぞれ審査を付託するものとする。

(審査員の指名)

第8条 研究科長は、研究科教授会の議を経て、第4条及び第5条の2の規定による者については3名以上、第5条の規定による者については5名以上の論文又はレポートの審査員を指名する。

2 研究科長は、前項の審査員のうち1名を主査として指名する。

(審査期間)

第9条 第4条、第5条第1項及び第5条の2の規定に係る論文又はレポートの審査期間は3月以内とし、第5条第2項の規定に係る論文審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て審査期間を延長することができる。

(最終試験及び学力の確認)

第10条 大学院学則第34条及び第35条並びに第5条第2項の規定による最終試験及び学力の確認は、論文を中心としてこれに関連のある科目及び外国語科目（修士の場合は1外国語科目、博士の場合は1外国語科目以上）について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 大学院学則第36条に規定する専門職学位課程の学力確認については、レポートの発表並びにレポートを中心としてこれに関連のある科目及び1外国語科目について口頭又は筆答による最終試験を行うものとする。

(審査等の結果報告)

第11条 論文又はレポートの審査が終了したとき、主査は、その結果に第4条又は第5条第1項の規定による者については最終試験の結果を、第5条第2項の規定による者については学力の確認の結果を添えて、研究科長に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第12条 研究科教授会は、前条の規定による報告を基にして審議し、修士、博士及び修士（専門職）の学位を授与すべきか否かを議決する。

(博士の学位授与の議決)

第13条 博士の学位授与の議決については、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、可とする者がその4分の3以上なければならない。

2 出張者又は長期病休者は、前項の構成員数に算入しない。

(学位授与の審議の結果報告)

第14条 研究科教授会において、修士、博士及び修士（専門職）の学位授与に関する議決を行ったときは、研究科長は、学位審査及び最終試験又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

### (学位の授与)

第15条 学長は、前条の報告に基づき、修士、博士及び修士（専門職）の学位授与の可否について申請者に通知する。

2 学長は、学位を授与すべき者には、学位記を授与する。

3 学位記の様式は、別表のとおりとする。

### (論文要旨等の公表)

第15条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得てインターネットの利用により行うものとする。（学位の名称）

第17条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

### (学位授与の取消)

第18条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学部教授会又は研究科教授会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決を行う場合は、第13条の規定を準用する。

### 附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平16.12.10程18）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附則（平17.3.22程2）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平18.3.10程3）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平23.3.31程21）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平25.7.19程16）

この規程は、平成25年7月19日から施行し、改正後の東京工業大学学位規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表

1 学部を卒業した場合（第3条関係）

<i>Tokyo Institute of Technology</i>		○学第 号
by authority of the Board of Trustees and on the recommendation of the School hereby confers upon ○○○○ ○○○○		
学 位 記		
氏名 年 月 日 生		
the degree of Bachelor of ○○○○	大學之印	本学○学部○学科所定の課程を修めたことを認める 年 月 日
for satisfactory completion of the course of study in the		
Department of ○○○○ School of ○○○○	東京工業大学○学部長 氏 名	學 部 長 印
In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures authorized by the Trustees ○○○ ○, ○○○○	本学○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士（○○）の学位を授与する	
大學之印	東京工業大学長 氏 名	學 長 印

2 の 1 大学院の課程を修了した場合（第4条及び第5条第1項関係）

<i>Tokyo Institute of Technology</i>		○修(博)第 号
ON RECOMMENDATION OF THE SCHOOL OF THE GRADUATE SCHOOL HAS CONFERRED THE DEGREE OF Master (Doctor) of ○○○○		
学 位 記		
氏名 年 月 日 生		
in ○○○○○○○ upon ○○○○○○○ WHO HAS HONORABLY FULFILLED ALL THE REQUIREMENTS PRESCRIBED BY THE UNIVERSITY FOR THAT DEGREE ○○○ ○, ○○○○	大學之印	本学大学院○○○研究科○○専攻の修士（博士）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（博士）（○○）の学位を授与する 年 月 日
大學之印	東京工業大学	

## 2の2 大学院の課程を修了した場合（第5条の2関係）

<p><i>Tokyo Institute of Technology</i></p> <p>ON RECOMMENDATION OF THE SCHOOL OF</p> <p>THE GRADUATE SCHOOL</p> <p>HAS CONFERRED THE DEGREE OF</p> <p>Master of ○○○○</p> <p>in</p> <p>○○○○○○</p> <p>upon</p> <p>○○○○○○</p> <p>WHO HAS HONORABLY FULFILLED ALL THE REQUIREMENTS PRESCRIBED BY THE UNIVERSITY FOR THAT DEGREE</p> <p>○○○ ○, ○○○○</p>	<p>専 第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>本学大学院○○○研究科○○専攻の專 門職学位課程を修了したことを認め○ ○修士（専門職）の学位を授与する</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>大 学 之 印</p> </div>	<p>年 月 日</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>大 学 之 印</p> </div>	<p>東京工業大学</p>

### 3 論文提出による場合（第5条第2項関係）

<i>Tokyo Institute of Technology</i> The Trustees of the University on the recommendation of the University School and by virtue of the authority vested in them have conferred on  ○○○○○○  who has submitted a dissertation and passed the examinations required for the degree the degree of  Doctor of ○○○○  with all the rights, privileges and honors pertaining thereto  ○○○ ○, ○○○○	○学位第 号  <b>学 位 記</b>  氏名 年 月 日 生  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;">           大 学              之 印         </div> 本学に学位論文を提出し所定の審査 及び試験に合格したので博士(○○) の学位を授与する
	年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;">           大 学              之 印         </div> Signature President of the University	東京工業大学